基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年五月十七日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十五年四月十九日

東京都豊島区南池袋三丁目一三番五号

株式会社ファイブエニー

代表取締役　佐仮　利明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年五月十七日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年五月二十日開催予定の株主総会における決議権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年四月十九日

東京都豊島区南池袋三丁目一三番五号

株式会社ファーストチャージ

代表取締役　佐仮　利明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年五月十七日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十五年四月十九日

東京都豊島区南池袋三丁目一三番五号

株式会社ファーストチャージ

代表取締役　佐仮　利明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十五年四月十九日

岩手県盛岡市みたけ四丁目八番六号

株式会社ユートー

代表取締役　照井　秀治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十九日

東京都新宿区新宿六丁目二四番一六号

株式会社アイエスエイ

代表取締役　三反崎好弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるヘン・チェック・ヒョンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

Sakura Industrial 3 Pte.Ltd.

日本における代表者

ヘン・チェック・ヒョン

限定承認公告

本籍奈良県五條市岡町六五八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　博

右被相続人は平成二十五年三月十日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十六日奈良家庭裁判所五條支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

大阪府南河内郡千早赤阪村小吹六八番地八九三　限定承認者　服部　佳子

限定承認公告

本籍島根県江津市江津町一一二番地、最後の住所広島県福山市神辺町大字新道上二六番地ニジェイ・シュロア神辺九〇七

被相続人　亡　高橋　泰子

右被相続人は平成二十四年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十日広島家庭裁判所福山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

島根県浜田市浅井町一五八〇番地第二龍河ビル六階法テラス浜田法律事務所

相続財産管理人高橋公明

代理人弁護士　山田　明弘

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年五月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年四月十九日

東京都中央区京橋三丁目七番八号

昭和地所株式会社

代表取締役　勝野　雅弘

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年五月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十九日付第八五号八〇四日付衆会第一一号四〇ぺージ●同日付政府調達第七三号九六ページ●三月十一ジ

正　誤

平成二十五年三月二十八日（号外第六十四号）公布内閣府・財務省・経済産業省令第三号（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令）

（印刷誤り）

四四ページ下段の表中

「普通株式等Tier1資本に係る基礎項目

普通株式等Tier1資本に係る基礎項目

普通株式等Tier1資本に係る調整項目

普通株式等Tier1資本に係る調整項目

普通株式等Tier1資本に係る基礎項目			
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目			
普通株式等Tier1資本に係る調整項目			
普通株式等Tier1資本に係る調整項目			

」は「

」の、「

」は「

」の「

誤り。

同日（同号外）公布内閣府・農林水産省令第四号（農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令）

（印刷誤り）

五七ページ上段の表中

「評価・換算差額等及びその他公表準備金の額

評価・換算差額等及びその他公表準備金の額

」は「

」の「

誤り。

にお申し出下さい。

平成二十五年四月十九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

Sakura Industrial 3 Pte.Ltd.

日本における代表者

ヘン・チェック・ヒョン

限定承認公告

本籍奈良県五條市岡町六五八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　博

右被相続人は平成二十五年三月十日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十六日奈良家庭裁判所五條支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

大阪府南河内郡千早赤阪村小吹六八番地八九三　限定承認者　服部　佳子

限定承認公告

本籍島根県江津市江津町一一二番地、最後の住所広島県福山市神辺町大字新道上二六番地ニジェイ・シュロア神辺九〇七

被相続人　亡　高橋　泰子

右被相続人は平成二十四年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十日広島家庭裁判所福山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

島根県浜田市浅井町一五八〇番地第二龍河ビル六階法テラス浜田法律事務所

相続財産管理人高橋公明

代理人弁護士　山田　明弘

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年五月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年四月十九日

東京都中央区京橋三丁目七番八号

昭和地所株式会社

代表取締役　勝野　雅弘

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年五月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年四月十九日

東京都世田谷区池尻四丁目二〇番一七号

有限会社フォーアール

取締役　三宅　佳明

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十七億四千九百五万円（ただし、A号優先資本金につき金十七億四千九百五万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月十二日付官報の号外第七十九号九十四頁に掲載されています。

平成二十五年四月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

夏目坂プロパティー特定目的会社

取締役　井出　清彦

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）